

提出日：平成31年4月9日

担当部・課：総務部防災推進課〔内線4172〕

① 件名

石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動中の負傷等により介護をする状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされている。

介護補償の額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされ、労働者災害補償と同額を告示により定めている。

今般、労働政策審議会から答申されたことに基づき、労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定された。

これに合わせ、消防団員等の損害補償に係る介護補償についても増額改定されたことから、石巻市消防団員等公務災害補償条例も同様に改正が必要となった。

【目的】

損害補償に係る介護補償の額を改正することで、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】**

消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）

労働者災害補償保険法施行令（昭和52年3月23日政令第33号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年11月8日政令第335号）

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成18年総務省告示第503号）

石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成17年4月1日条例第277号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】**④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

平成31年3月27日 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件が公布（平成31年4月1日施行）

⑤ 主な内容

1 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定（月額）

対象		改 正	現 行
① 常時介護を要する場合	(1) 最高限度額	165,150円(59,860円増)	105,290円
	(2) 親族等による介護を受けているときの最低補償額	70,790円(13,600円増)	57,190円
② 隨時介護を要する場合	(1) 最高限度額	82,580円(29,930円増)	52,650円
	(2) 親族等による介護を受けている場合の最低補償額	35,400円(6,800円増)	28,600円

2 施行年月日 平成31年4月1日

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。

【市財政への負担】

消防団員等公務災害補償等共済基金より支出されるため、受給額の増額による市の財政的な負担は無い。

※損害補償に係る介護補償の対象者はいない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年3月31日付けて石巻市消防団員等公務災害補償条例について一部改正の専決処分を行い、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他